

○松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則

昭和 57 年 12 月 10 日
松戸市教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松戸市立図書館(以下「図書館」という。)の組織及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 図書館の所掌事務は、別表のとおりとする。

(職務)

第 3 条 館長は、図書館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 館長補佐は、館長を補佐する。

3 その他の職にある者は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 9 月 30 日松戸市教育委員会規則第 11 号)

この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日松戸市教育委員会規則第 10 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日松戸市教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日松戸市教育委員会規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日松戸市教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日松戸市教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 13 日松戸市教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 7 日松戸市教育委員会規則第 6 号)

この規則は、令和 3 年 12 月 19 日から施行する。

別表

- ・ 資料の収集、選定、整理及び保存に関すること。
- ・ 資料の配架、貸出及び返却事務に関すること。
- ・ 参考調査及び読書案内に関すること。
- ・ 読書会及び家庭文庫その他の団体に対する指導及び助言に関すること。
- ・ 講座及び講演会等の行事の開催に関すること。
- ・ 資料の相互貸借に関すること。
- ・ 病院等施設の巡回に関すること。
- ・ 電算システムの管理に関すること。
- ・ 文書の収発、保存及び公印の管理に関すること。
- ・ 予算、経理及び物品の管理に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・ 調査及び統計に関すること。
- ・ 広報に関すること。
- ・ 図書館に対する寄附の受入れに関すること。